一　保安林の所在場所　広島県廿日市市原字長野三八三、三八七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字長野三八三・三八七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年一月四日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　広島県三次市吉舎町三玉字川隅三〇の一、三〇の二、三五、三五の二、三六の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字川隅三〇の一・三〇の二・三五の二・三六の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年一月四日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市吉田町上入江字清水一八六、一九〇、二〇二の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字清水一八六・一九〇・二〇二の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年一月四日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町有木字岩ケ瀬五二〇八の一、五二〇九の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩ケ瀬五二〇八の一・五二〇九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年一月四日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町井関一五九、一六一、五〇〇五、五〇〇六、五〇〇八、五〇一〇の一、五〇一〇の二、大矢五五〇七の三、五五〇八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年一月四日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字川手字田之原一四七一の一、一四七二、一四七三、一四八二の一、一四八二の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字田之原一四七二・一四七三・一四八二の一・一四八二の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年一月四日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　広島県三次市甲奴町小童字塔之宮二〇七二の一から二〇七二の三まで、二〇七三、二〇七五、二〇七八から二〇八〇まで、二〇八二の一、二〇八二の二、二〇八三、二〇八五から二〇九〇まで、甲二〇九二、二〇九三から二〇九五まで、二〇九七、字塔ノ宮二〇八四の二、二〇八六の二、二六一八の九、字埒川西二一〇三、二一〇四、二一五二から二一五五まで、字市場二五一九の一、二五二〇、二五二一、二五三七、二五三八の一、二五六五の一、二五六六
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年一月四日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁